

CHAPTER ▶ II

復興ビジョン編

RECONSTRUCTION
VISION

1

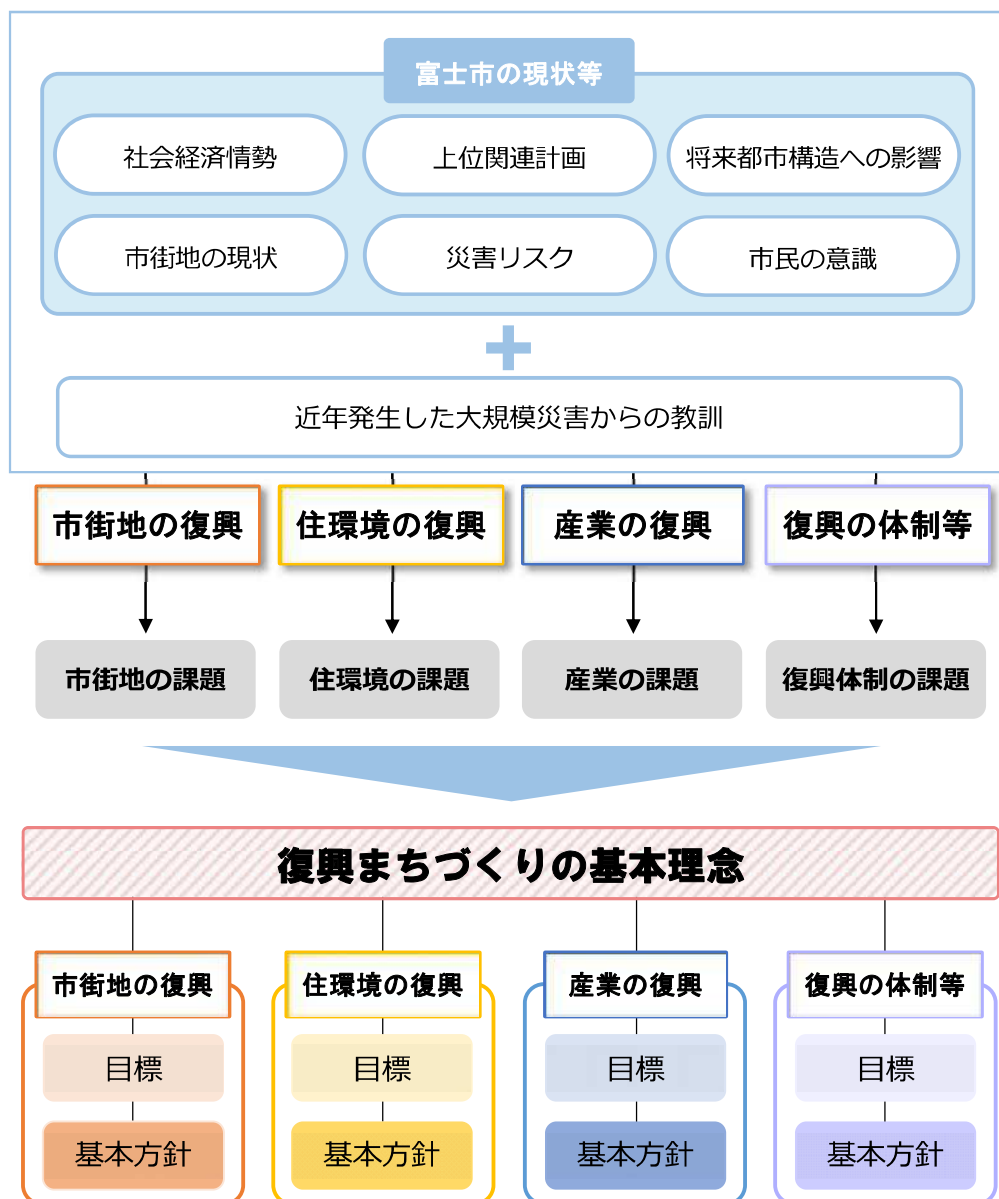
復興ビジョン編の概要

(1)復興ビジョン編とは

復興ビジョン編とは、円滑な復興まちづくりを実現するため、本市を取り巻く状況を踏まえ、発災後の復興まちづくりの目標や基本方針等について示したものです。

(2)復興ビジョン編の構成

復興ビジョン編では、以下の内容について示します。



I

II

復興ビジョン編

III

IV

2

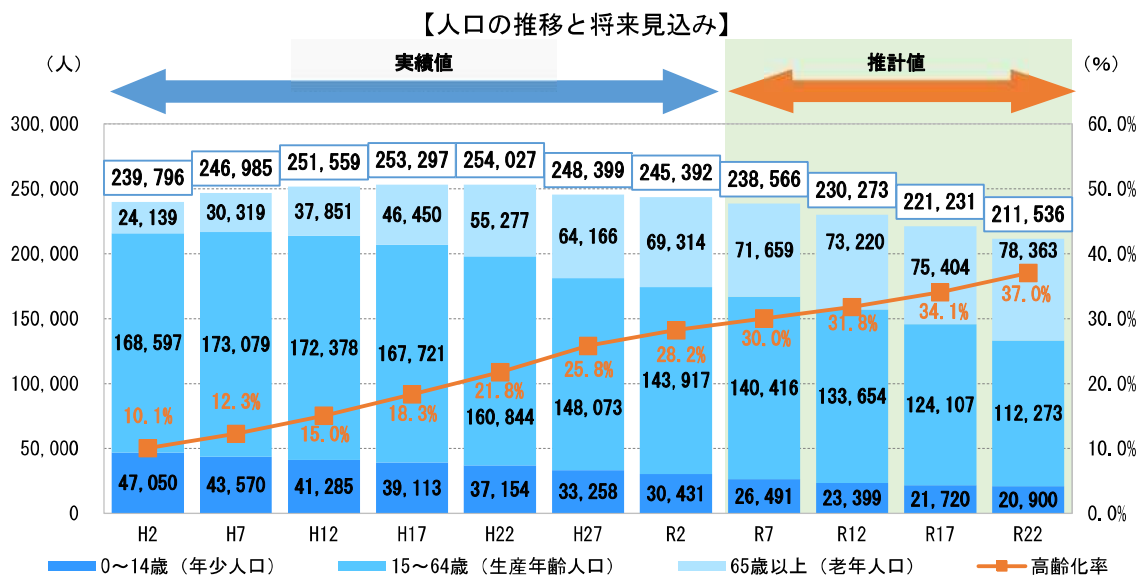
富士市の現状等

本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえつつ、旧耐震基準建築物（昭和 56（1981）年以前の建築物）の立地状況や都市基盤の整備状況、「第 4 次地震被害想定」、「洪水浸水想定区域図」における被害状況等を整理し、復興まちづくりに対する問題点等を抽出します。

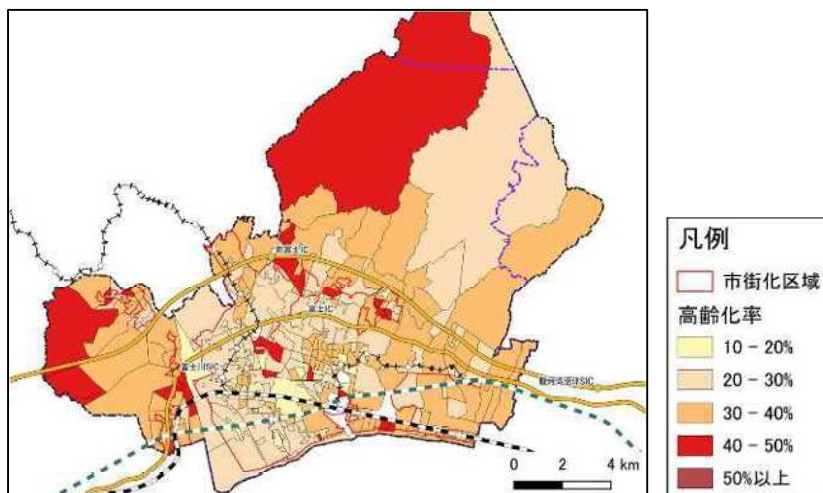
（1）本市を取り巻く社会経済情勢

1）人口

本市は平成 22（2010）年をピークに人口減少に転じており、令和 2（2020）年では 245,392 人となっています。また、高齢化が進行しており、地区別の人口構成では高齢化率が 30%を超えている地区も多く見られます。今後、人口減少・高齢化の傾向はさらに進むことが予想されます。



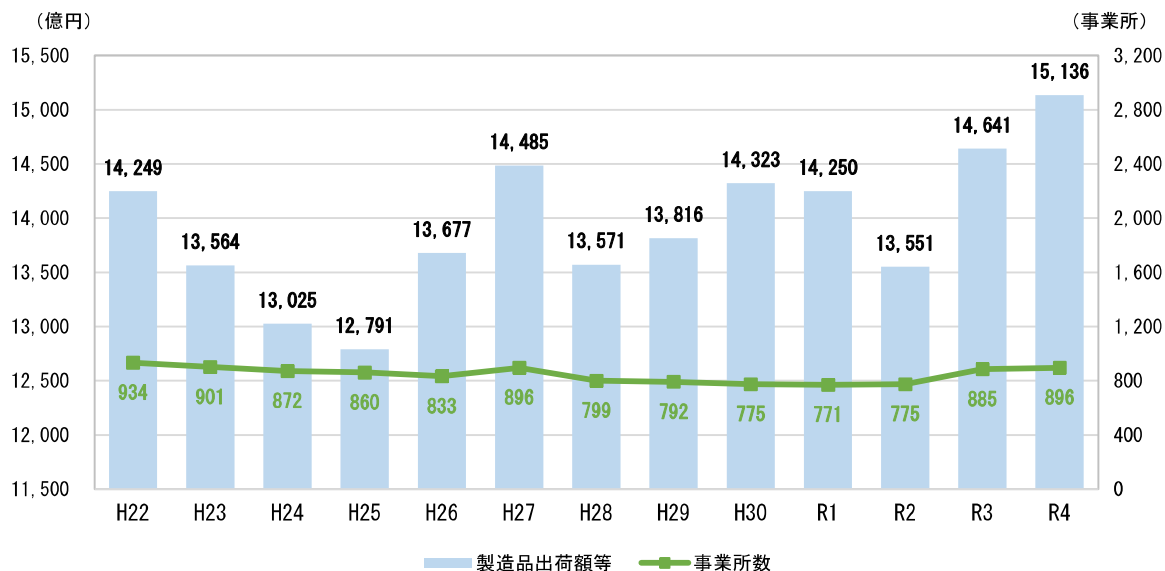
【高齢化率（令和 2（2020）年）】



2)産業

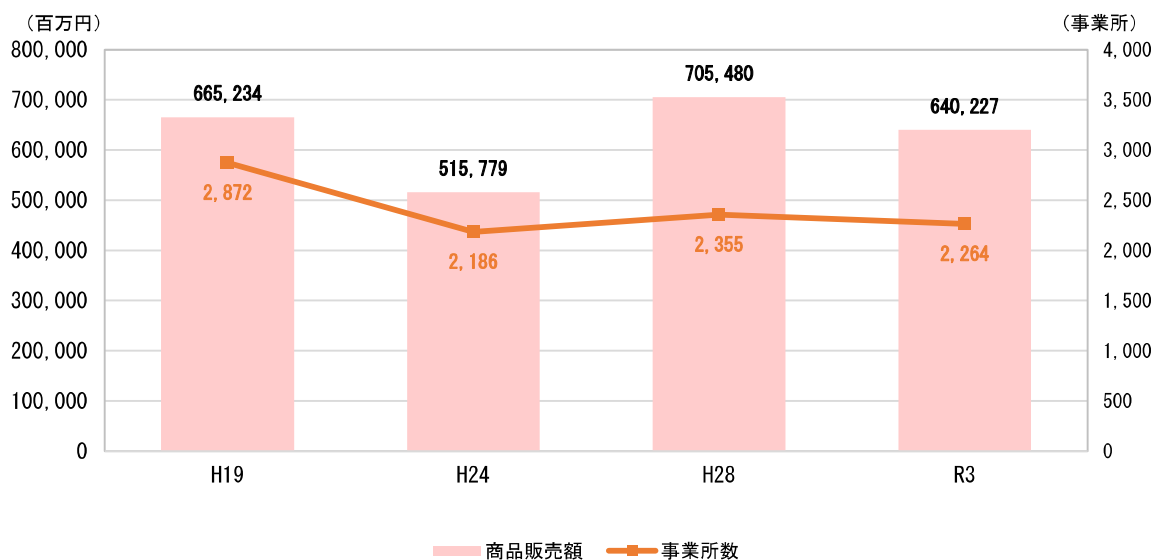
製造品出荷額等は、平成 24（2012）年ごろまで減少傾向にありましたが、それ以降は回復傾向にあります。商品販売額は、増減はあるものの概ね横ばい傾向にあります。

【製造品出荷額等の推移】



資料：富士市の工業

【商品販売額の推移】



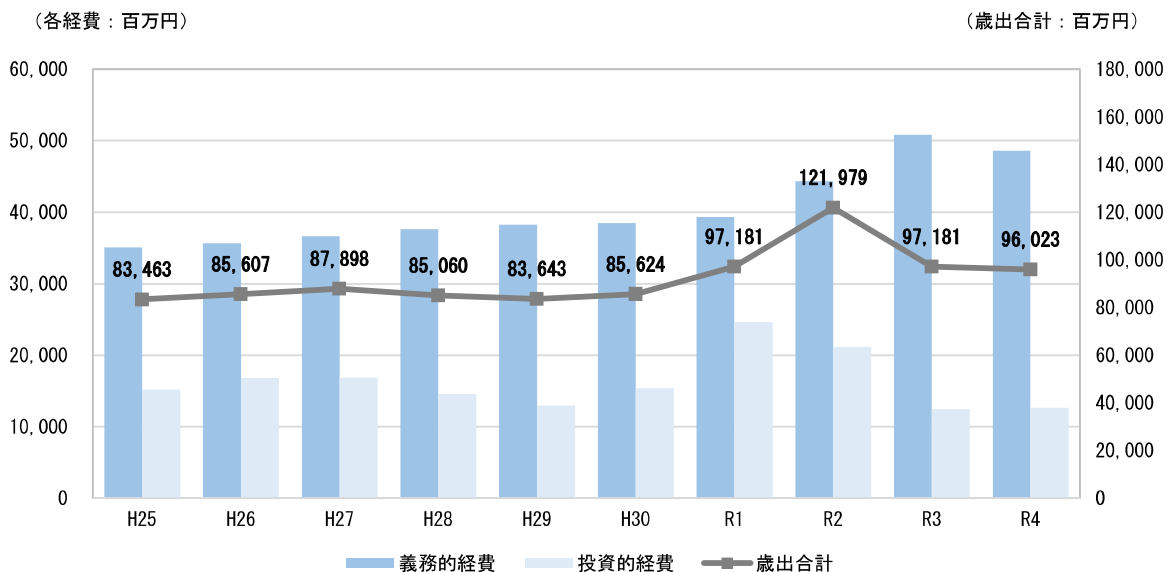
資料：商業統計調査（H19）、経済センサス（H24～R3）

3) 財政

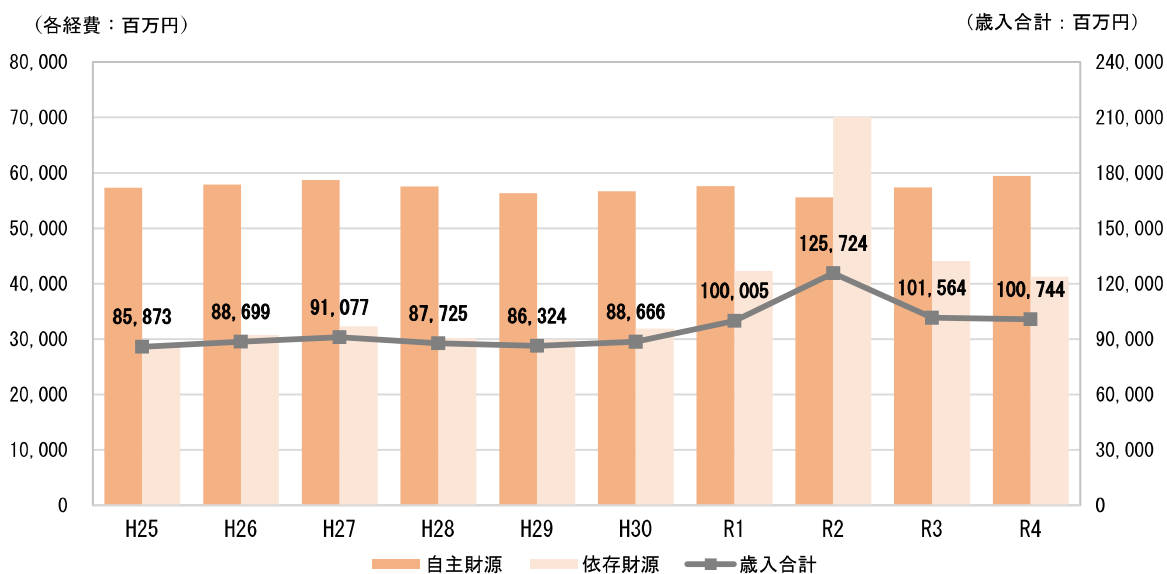
本市の財政は、歳入・歳出ともに令和2（2020）年をピークに減少に転じています。

特に歳出状況では、増加する社会保障費等の義務的経費に対して、公共事業費等の投資的経費が令和元年をピークに減少傾向にあることから、今後の更なる人口減少や高齢化の進行等に伴い、公共事業に充てられる財源は一段と限られてくることが予想されます。

【歳出の推移】



【歳入の推移】



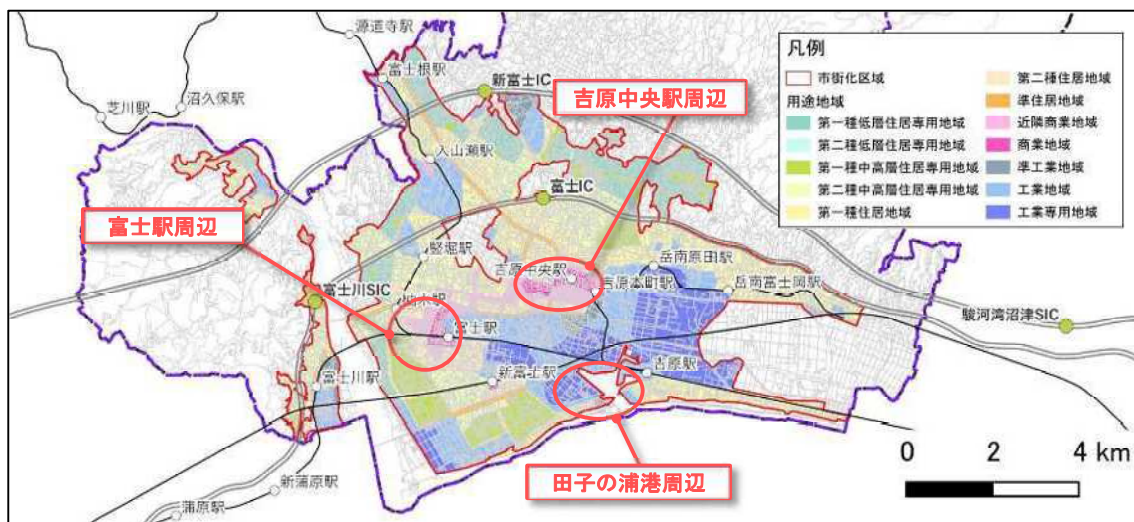
資料：富士市財政状況資料集

(2)市街地の現状

1)市街地形態

「富士駅周辺」や「吉原中央駅周辺」などの公共交通の結節点で、商業地と主に住宅地との複合市街地が、これらを取り囲むように住居系市街地が形成されていますが、市内では、工業系土地利用と住居系土地利用が混在しているエリアも見られます。また、「田子の浦港周辺」を主として工業系市街地が形成されています。

【市街地形態】

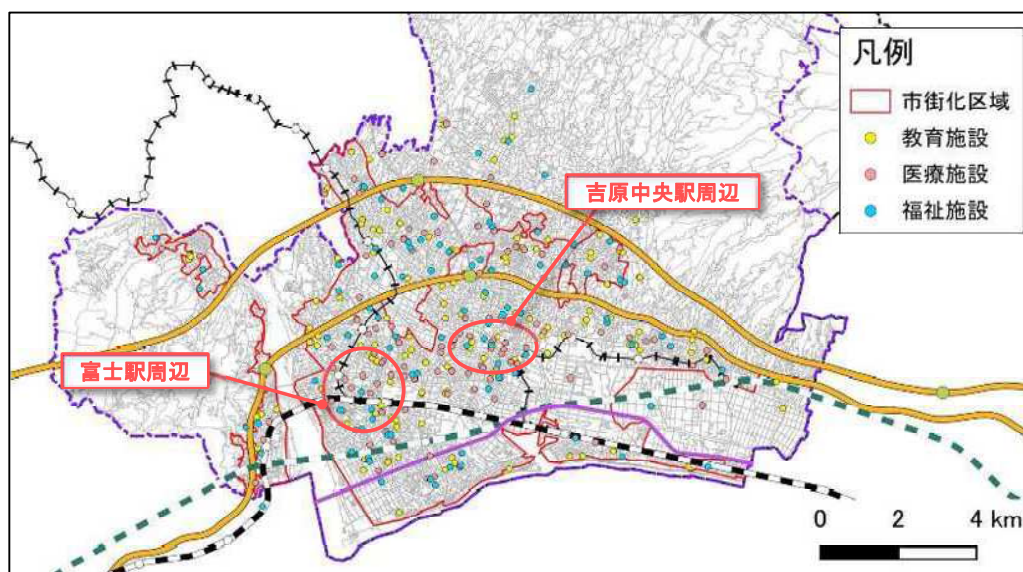


資料：都市計画基礎調査

2)教育・医療・福祉施設の分布状況

各施設は市街化区域内に多く立地しており、特に医療施設は、「吉原中央駅周辺」や「富士駅周辺」に多く立地しています。なお、市街化調整区域の一部にも、教育施設や福祉施設の立地が見られます。

【教育・医療・福祉施設の分布図】



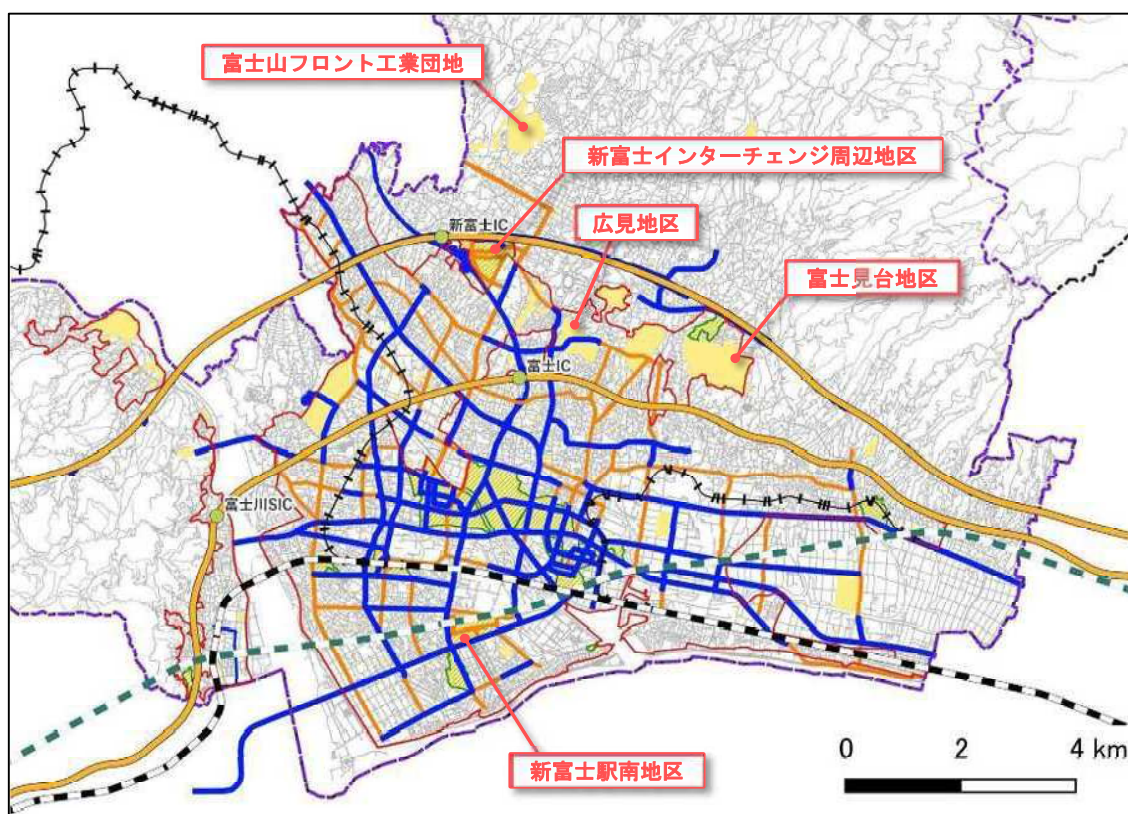
資料：国土数値情報（国土交通省）

3)都市計画道路、面的開発整備状況

都市計画道路は、市内 75 路線を決定していますが、未整備区間も多く存在しています。

土地区画整理事業は、中心部で多く施行されており、「広見地区」や「富士見台地区」では、公営住宅の建設をはじめとした大規模な宅地開発が実施されています。「新富士駅南地区」は施行中となっています。「新富士インターチェンジ周辺地区」や「富士山フロント工業団地」では、工場や流通業務施設等が立地しています。

【都市計画道路・面的開発整備状況図】



凡例

- 市街化区域
- 都市計画道路(未整備)
- 都市計画道路(整備済み)
- 土地区画整理事業
- 宅地開発

資料：都市計画基礎調査

(3)上位関連計画における都市構造の整理

1)富士市都市計画マスタープラン

■都市計画マスタープランとは

長期的な都市づくりの考え方を明らかにするもの

約 20 年後を見据えた、長期的な都市づくりの考え方（都市計画に関する基本的な方針）を明らかにするもので、「市全体」、「まちなか」、「地域」のそれぞれの観点から「全体構想」、「まちなかまちづくり構想」、「地域別構想」を定めています。（令和 6（2024）年 3 月策定）



■都市づくりの方向性

個性を磨く持続可能な都市づくり

本市が進める都市づくりの方向性として、これまでの「いかす・まもる」考え方を継続しながら、新たに生まれつつある全国的な「対流」を効果的に活用し、「暮らしたくなる」、「働きたくなる」、「訪れたくなる」、「投資したくなる」都市として多くの人にも選ばれるよう、本市の個性を磨き、都市としての価値や魅力を高める都市づくりを進めます。

■都市づくりの基本理念

富士山とともに輝き 誰もが住みたい・住み続けたいと思える都市づくり

輝き続ける富士山とともに、本市が有する個性や魅力を更に磨き上げ、本市に関係する多くの人々が「住みたい・住み続けたい」と確信できる都市づくりへの持続的な追及が必要となるため、「富士山とともに輝き 誰もが住みたい・住み続けたいと思える都市づくり」を基本理念として掲げています。

■都市の骨格形成の考え方

集約・連携型の都市づくり

～富士山の恵みを活かした魅力的な都市空間と安全で便利な移動環境～

全国各地で沸き起こる「対流」を的確に呼び込むとともに、社会・時代の要請に応える多様な暮らし方・働き方・移動を実現するため、魅力ある都市空間の形成や安全で便利な移動環境の創出に加え、生活の快適性や利便性を一層高めるためのデジタル技術の活用等に取り組み、これまで以上に「集約・連携型の都市づくり」を進めていきます。

■都市防災の基本方針

防災と減災の観点からの災害に強い都市づくり

／事前復興を通じた、市民・事業者・行政の意識の共有化

防災と減災の観点から災害に強い都市づくりを進めるとともに、甚大な被害が発生した場合に、被災直後から早期に復興まちづくりを進められるよう、平時から被災後の復興まちづくりについて検討し、準備しておく「事前復興」の取組を推進します。

■「都市計画マスタープラン」における将来都市構造

「都市計画マスタープラン」では、概ね 20 年後の都市の姿として「将来都市構造図」を掲げており、将来の都市の機能配置や機能の連携の考え方を示しています。

【将来都市構造図】



◆エリア：土地利用の最も基本的な考え方

保全のエリア	森林の持つ多面的機能を最大限に享受できるよう、積極的に自然環境の保全を図るエリア
保全と共生のエリア	自然環境と農林業の生産機能等を適切に維持できるよう、森林や農地を保全しながら既存の住宅地などの共生を図るエリア
共生のエリア	人と環境にやさしいゆとりある都市づくりを進められるよう、自然環境と都市環境の調和・共存を図るエリア
都市活動のエリア	環境負荷の低減を目指しつつ、良好な市街地環境を創出できるよう、魅力ある都市環境・住環境の形成、産業の集積、潤いある定住地の確保等を図るエリア

◆拠点：都市機能配置の考え方

広域都市交流拠点	広域都市間の交流を促進する拠点
都市生活・交流拠点	市民や来街者などあらゆる人が集まり、交流し、文化・情報の発信などを行う、本市の賑わいの中心地となる拠点
まちなか	市内外の多くの人で賑わう、魅力ある都市空間が連続した一団の市街地
地域生活拠点	地域生活の中心地で、地域生活を支えるサービス提供の場として多くの人で賑わう拠点
産業拠点	産業活動の中心地であり、雇用を創出する拠点
ふれあい交流拠点	人と自然のふれあい、また、スポーツやレクリエーションを通じて人と人との交流を深めるとともに、観光資源を活かした空間・景観の形成を図る拠点

◆軸：都市・拠点・地域の連携の考え方

対流促進軸	生活・ビジネス・観光などあらゆる面において、全国的な「ヒト・モノ・カネ・情報の流れ」を積極的に呼び込むための軸
都市連携・交流軸	広域及び隣接都市との連携・交流を促進する軸
地域連携・交流基幹軸	「まちなか」と地域との連携・交流を促進する軸
鉄道沿線 まちづくり交流軸	観光資源として交流を促進する軸、また鉄道路線と沿線地域の連携により多様なまちづくりを促進する軸
「まちなか」 にぎわい・交流軸	「まちなか」において、連携・交流を強化し、連続性のある賑わいを創出する軸
うるおい環境軸	本市における骨格的な水・緑が連続する空間

2)富士市立地適正化計画

■「立地適正化計画」における誘導区域

「立地適正化計画」では、人口が減少しても暮らしの質の維持を図るとともに、多様な暮らしを実現するため、市街化区域内において「5つの区域」を設定しています。

5つの区域の目指す姿

都市機能誘導区域

商業・医療・公共施設等の都市機能を公共交通の充実した都市拠点や生活拠点に誘導・集約し、各拠点の賑わいや、利便性向上を図る区域

居住誘導区域

人口減少下においても、一定の人口密度を維持し、利便性の高い公共交通と生活利便施設の立地を維持する区域

住宅店舗等共存区域

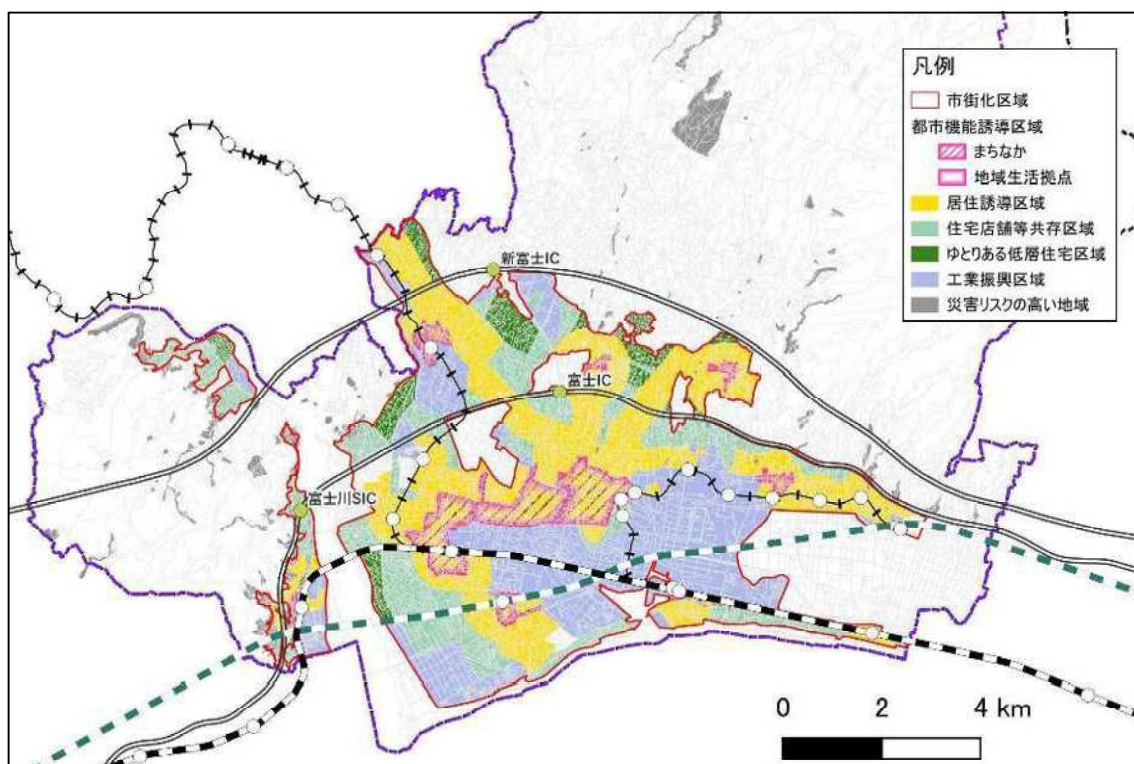
住宅と一定規模の店舗が共存する比較利便性が高い生活環境を形成する区域

ゆとりある低層住宅区域

閑静でゆとりある低層住宅の専用地に特化した区域

工業振興区域

産業基盤を維持するとともに、企業等の良好な操業環境を形成する区域



◆区域設定の考え方

都市機能誘導区域：生活サービスを多くの人が享受できるよう、都市計画マスタープランの拠点・公共交通の結節点・公共交通の利便性が高く都市機能が集積している地域に設定しました。

居住誘導区域：生活利便施設や公共交通と密着した暮らしを実現するため、都市機能が集積している地域及び公共交通の利便地域に設定しました。

(4)災害リスクの把握

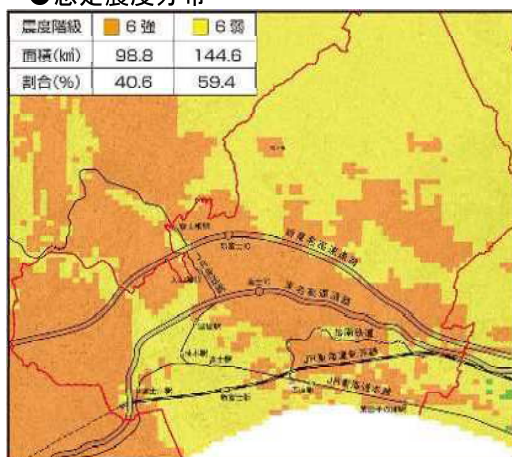
1)地震災害について

①静岡県第4次地震被害想定について

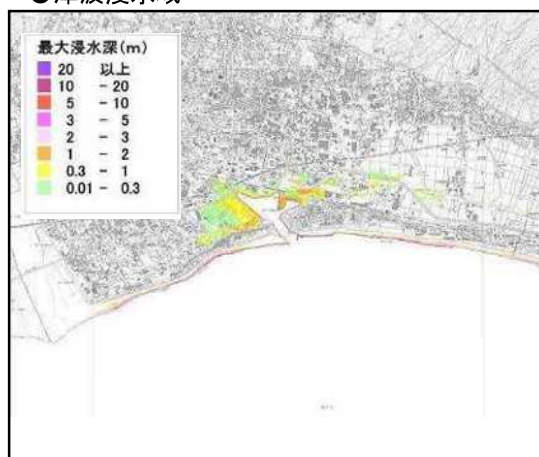
静岡県では、国による南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、平成25（2013）年に「第4次地震被害想定」をとりまとめました。

この被害想定では、最大クラス（マグニチュード9.0程度）の地震が発生した際、本市において強い揺れや津波等により甚大な被害の発生が想定されています。

●想定震度分布



●津波浸水域



●人的被害

	軽傷	重傷	死者
津波	40人	20人	90人
家屋の倒壊	2,000人	450人	40人
屋内落下物	300人	50人	10人
合計	2,340人	520人	140人

●建物被害

	全壊・焼失	半壊
揺れ	3,800棟	12,000棟
津波	10棟	200棟
火災	2,300棟	—
その他	70棟	190棟
合計	6,180棟	12,390棟

●避難生活者数

	1日後	1週間後	1ヶ月後
避難所	14,144人	26,666人	6,773人
避難所外	9,321人	26,502人	15,804人
合計	23,465人	53,168人	22,577人

●ライフライン機能支障率

	直後	1日後	7日後	1ヶ月後
上水道	100%	96%	59%	0%
下水道	6%	5%	3%	0%
電力	89%	78%	3%	2%
都市ガス	100%	100%	85%	17%
LPGガス	21%	—	—	—
固定電話	89%	79%	4%	0%

静岡県第4次地震被害想定の結果は、以下の静岡県地理情報システム（GIS）において公表しています。

様々な地震に対しての想定のほか、火山等の情報も閲覧できますので、自身の生活圏の被害想定の詳細を確認してみてください。

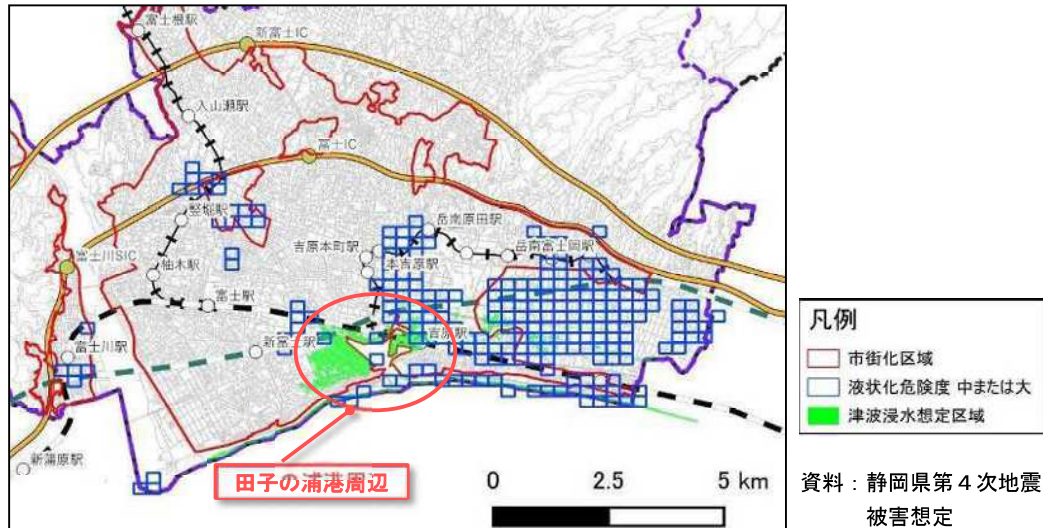
【URL】 <https://www.gis.pref.shizuoka.jp/>



②液状化、津波浸水による被害想定

液状化は、東部地域の農地や住宅地において危険度が高くなっており、津波による浸水は、「田子の浦港周辺」において想定されています。

【液状化危険度・津波浸水想定区域図】



◆液状化による被害例

液状化とは、地表付近の水を含む砂質の地盤が、地震の揺れによって、一時的に液体のようになってしまう現象です。

液状化が発生すると、泥水等が噴出するほか、道路や建築物が傾いて破損したり、比重の軽い下水道管やマンホールが浮き上がるなどの被害が発生し、日常生活に大きな影響を及ぼします。



◆波除堤について

田子の浦港では、最大クラスの津波「レベル2津波」の襲来を想定し、津波の流入量を軽減させ、被害を最小限に抑えるため、令和4年度に第3波除堤の強化工事を完了しました。

【期待される4つの効果】

- 効果（1）人的被害（死者数）が限りなくゼロ
- 効果（2）津波から逃げるための時間を稼ぐことができる
- 効果（3）津波による浸水面積が約4分の3
- 効果（4）津波による住宅・事業所被害額が概ね半減

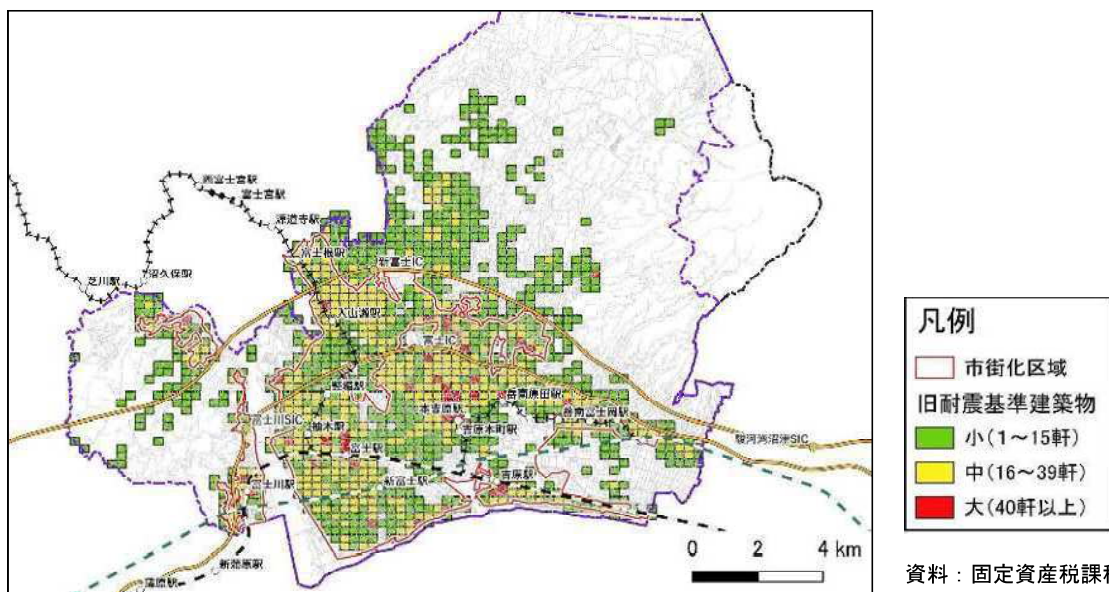


③旧耐震基準建築物と狭小な道路の状況

◆旧耐震基準建築物の状況

地震の揺れによる倒壊の危険性がある旧耐震基準建築物は、市内全域に存在しています。特に富士駅周辺や本吉原駅北部、吉原駅南部等において、旧耐震基準建築物が多く立地しています。

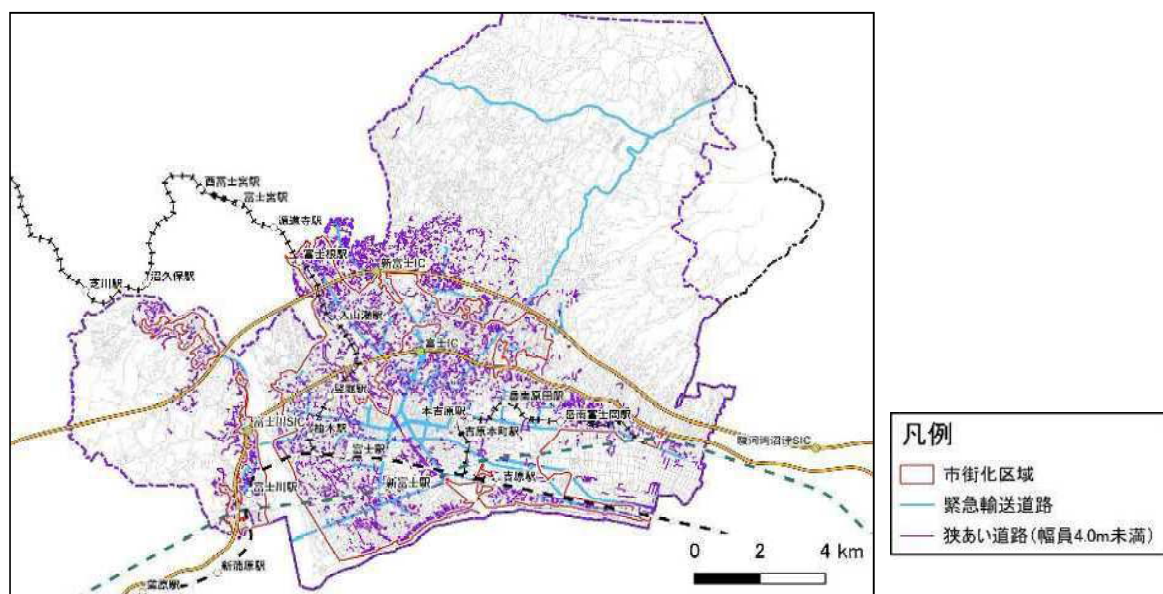
【旧耐震基準建築物の状況図】



◆狭小な道路（市道）の状況

建物倒壊等により道路閉塞が危惧される幅員4m未満の狭小な道路（市道）は、市内全域に存在し、特に市街化区域内に多く存在しています。

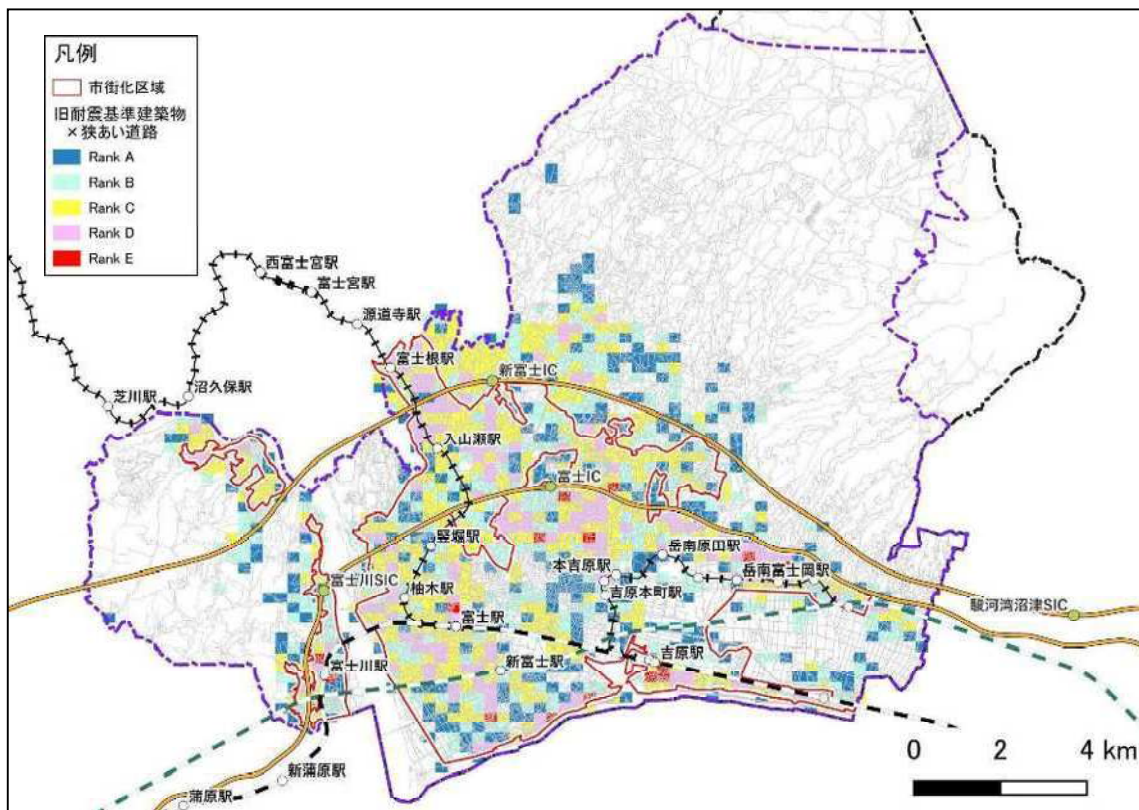
【狭小な道路の状況図】





旧耐震基準建築物と狭小な道路の状況を重ね合わせ、
面的な被害が発生する可能性を下表のとおりランク付けすると

【旧耐震基準建築物と狭小な道路の状況図】

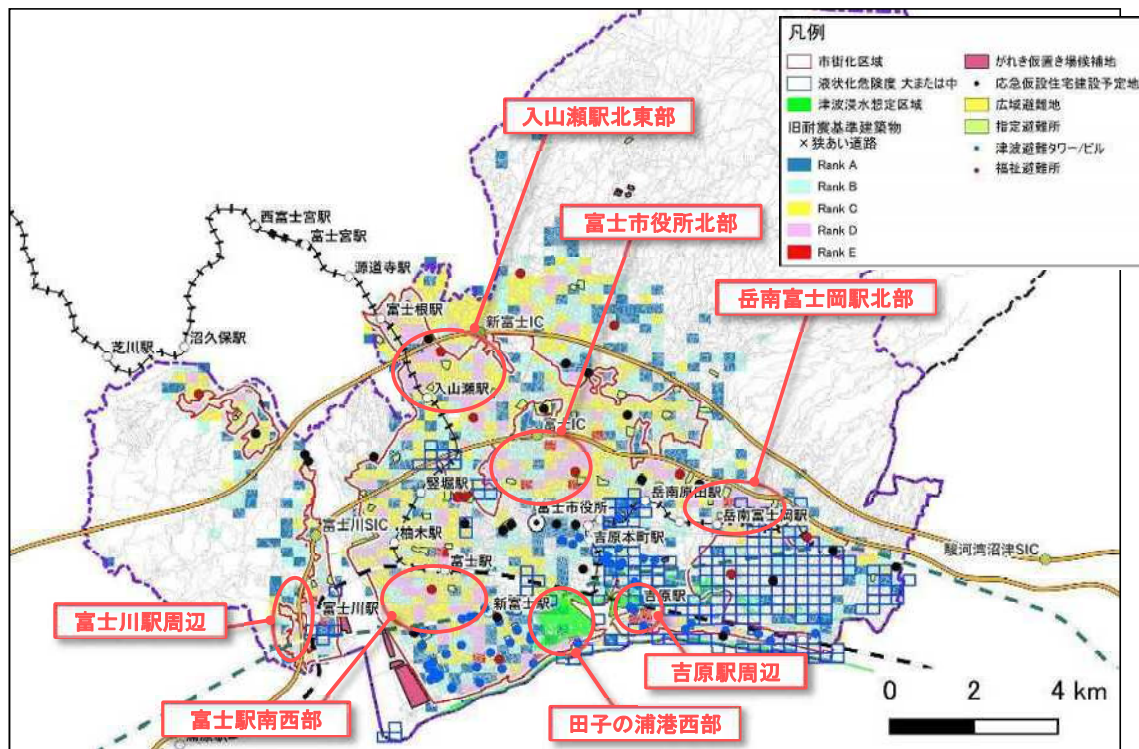


		狭小な道路			
		なし	少	中	多
旧耐震建物数	なし	—	—	—	—
	少	—	A	B	C
	中	—	B	C	D
	多	—	C	D	E

『E』の区分になるにつれて、面的に被害が発生する可能性が高まると想定されます。

④地震災害による被害特性のまとめ

「②液状化、津波浸水による被害想定」と「③旧耐震基準建築物と狭小な道路の状況」に加え、
 応急仮設住宅建設予定地や各種避難所等について、重ね合わせたものが下図です。



◆地震による被害特性

- ・「田子の浦港西部」や「吉原駅周辺」に津波浸水被害が想定される区域と、建物倒壊や狭小な道路の閉塞の危険性が高いと想定される区域が重なっている。
- ・「岳南富士岡駅北部」には液状化の危険性が高い区域と、建物倒壊や狭小な道路の閉塞の危険性が高いと想定される区域が重なっている。
- ・「富士市役所北部」や「入山瀬駅北東部」、「富士駅南西部」、「富士川駅周辺」等における建物倒壊や狭小な道路の閉塞が想定される。
- ・建築物の倒壊や狭小な道路の閉塞が想定される区域に、津波避難タワー及びビルが42か所立地しており、避難行動に影響が出ることが想定される。

①土砂災害による被害想定

市街化調整区域の一部地域にも被害の危険性が高い建物が存在しています。

凡例

- 市街化区域
- 土砂災害危険度
- 小
- 中
- 大

富士川駅周辺

0 2 4 km

②家屋倒壊等氾濫想定区域における被害想定

【家屋倒壊等氾濫想定区域における被害想定図】



20

③洪水・内水浸水被害の想定

本市の想定最大規模の洪水・内水浸水想定区域において、垂直避難が困難な家屋は、市街化区域内の河川沿いに一定数存在しています。特に「豎堀駅西部」において垂直避難が困難な家屋の割合が高くなっています。

【洪水・内水浸水想定区域における被害想定図】



資料：富士市資料



【垂直避難が困難な住宅について】

浸水深 3.0m以上 5.0m未満の区域では、1階建てと2階建ての住宅で垂直避難が困難になります。

浸水深 5.0m以上の区域では、早期の避難が望めます。そのため、階数に関係なくすべての住宅を垂直避難困難な住宅とします。

【浸水想定区域(想定最大規模)対象河川について】

洪水予報河川：富士川

水位周知河川：潤井川、小潤井川、沼川、赤淵川

その他河川：田子江川、富士早川、和田川、田宿川、滝川、昭和放水路、須津川、江尾江川、春山川

【土砂災害危険度・家屋倒壊等氾濫想定区域危険度・垂直避難困難度の分析手法について】

＜土砂災害危険度＞

250mメッシュ毎の総住宅数における、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内に立地する住宅の割合が、0%以上 30%未満を「小」、30%以上 60%未満を「中」、60%以上を「大」とした

＜家屋倒壊等氾濫想定区域危険度＞

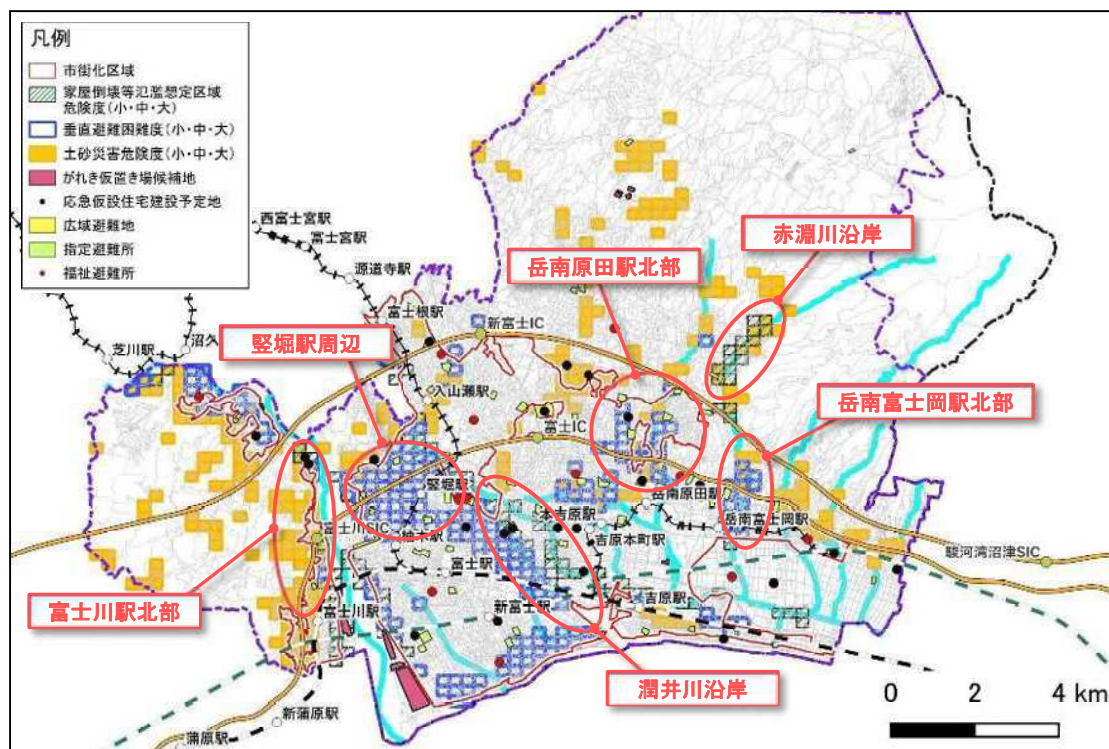
250mメッシュ毎の総住宅数における、家屋倒壊等氾濫想定区域内に立地する住宅の割合が、0%以上 30%未満を「小」、30%以上 60%未満を「中」、60%以上を「大」とした

＜垂直避難困難度＞

250mメッシュ毎の総住宅数における、垂直避難困難な住宅の割合が、0%以上 30%未満を「小」、30%以上 60%未満を「中」、60%以上を「大」とした

④水害による被害特性のまとめ

「①土砂災害による被害想定」、「②家屋倒壊等氾濫想定区域における被害想定」及び「③洪水・内水浸水被害の想定」に加え、応急仮設住宅建設予定地や各種避難所等について、重ね合わせたものが下図です。



◆水害による被害特性

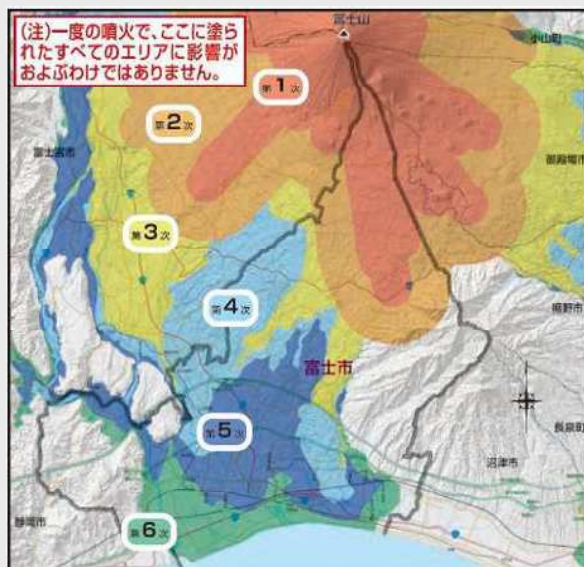
- ・「富士川駅北部」において、土砂災害および家屋倒壊等氾濫想定区域における被害が想定される区域と、洪水・内水による垂直避難が困難な住宅が存在する区域が重なっている。
- ・「潤井川沿岸」や「岳南富士岡駅北部」において、家屋倒壊等氾濫想定区域における被害が想定される区域と、洪水・内水による垂直避難が困難な住宅が存在する区域が重なっている。
- ・「赤淵川沿岸」において土砂災害および家屋倒壊等氾濫想定区域における被害が想定される区域が重なっている。
- ・「縦堀駅周辺」や「潤井川沿岸」、「岳南原田駅北部」、「岳南富士岡駅北部」において洪水・内水浸水による垂直避難が困難な住宅が存在する。

【参考】富士山の噴火による被害想定

静岡県を含む行政機関等は、平成 16（2004）年に作成された富士山ハザードマップを令和 3（2021）年 3 月に改定・公表し、令和 5（2023）年 3 月に富士山火山避難基本計画を改定しました。

本市では、これらの計画改定等を受け、令和 6（2024）年 3 月に富士市富士山火山避難計画を改定、令和 6（2024）年 4 月に避難を開始するタイミングなどについて掲載した、富士市富士山火山防災マップを全世帯に配布しています。

◆溶岩流の避難対象エリア



第 1 次避難対象エリア	想定火口範囲
第 2 次避難対象エリア	大きな噴石、火砕流の到達範囲
第 3 次避難対象エリア	溶岩流が 3 時間以内に到達
第 4 次避難対象エリア	溶岩流が 24 時間以内に到達
第 5 次避難対象エリア	溶岩流が 7 日以内に到達
第 6 次避難対象エリア	溶岩流が最終的に到達

資料：富士市防災マップ

◆噴火警戒レベル

噴火警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動
5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態	危険な居住地域からの避難等が必要 (状況に応じて対象地域を判断)
4 高齢者等避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難が必要 一部の地域では住民の避難が必要
3 入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	一部の地域では住民の避難が必要 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等
2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される ※富士山の噴火警戒レベル引き上げ時には発表されない	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等
1 留意	火山活動に高まりがみられる	住民は希望により自主避難

※噴火警戒レベルは火山の活動状況に応じ、気象庁から発表されます。

資料：富士市富士山火山避難計画

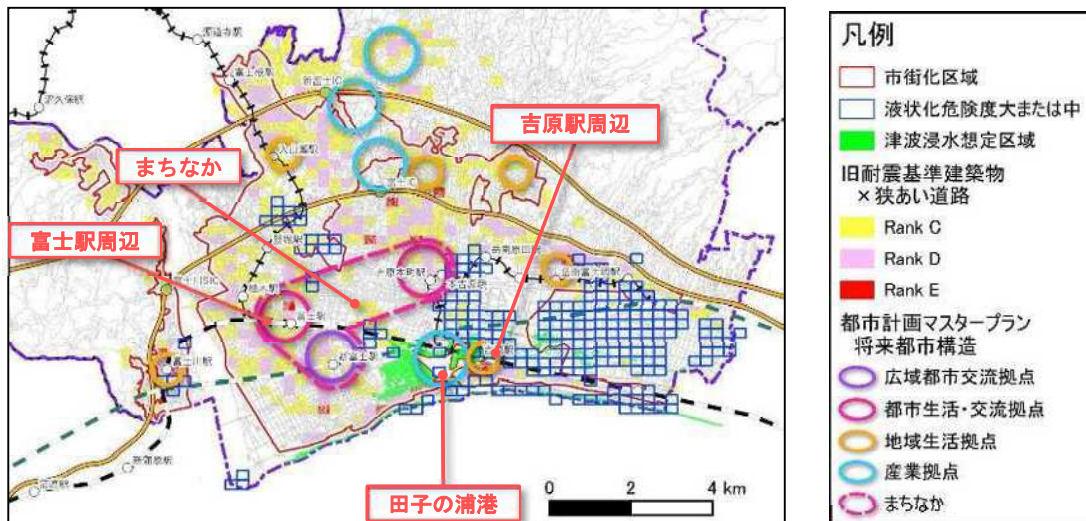
(5) 発災時における将来都市構造への影響

1) 拠点と被害特性の重ね合わせ

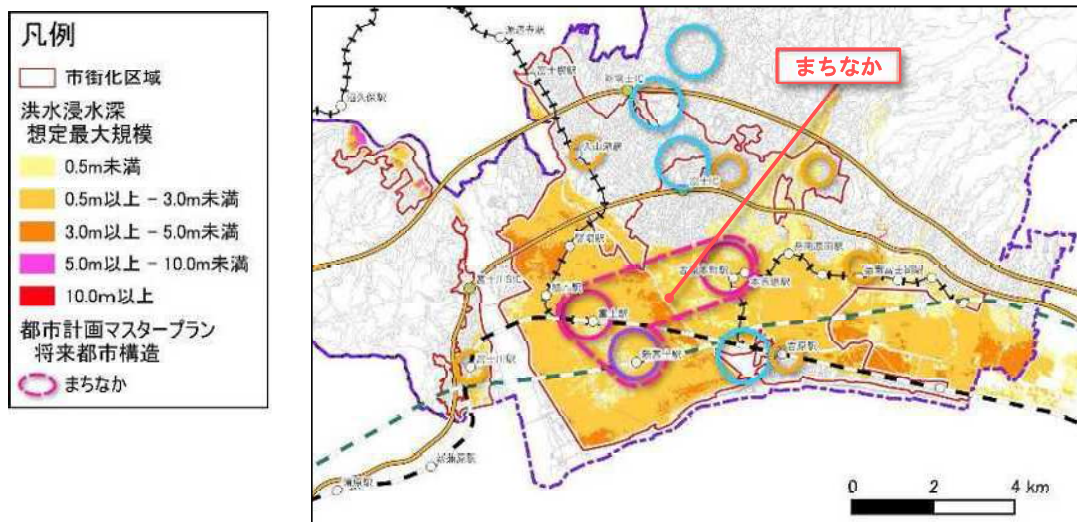
「拠点」は、都市活動を支える都市機能が集まる場所のため、「拠点」が被災した場合には、都市活動のみならず、市民生活にも大きな影響を及ぼす恐れがあります。

大きな被害が想定されている「拠点」は、以下のとおりです。

【拠点と液状化危険度、津波浸水想定区域、旧耐震基準建築物と狭小な道路の危険度ランクの重ね図】



【拠点と洪水浸水想定区域（想定最大規模）の重ね図】

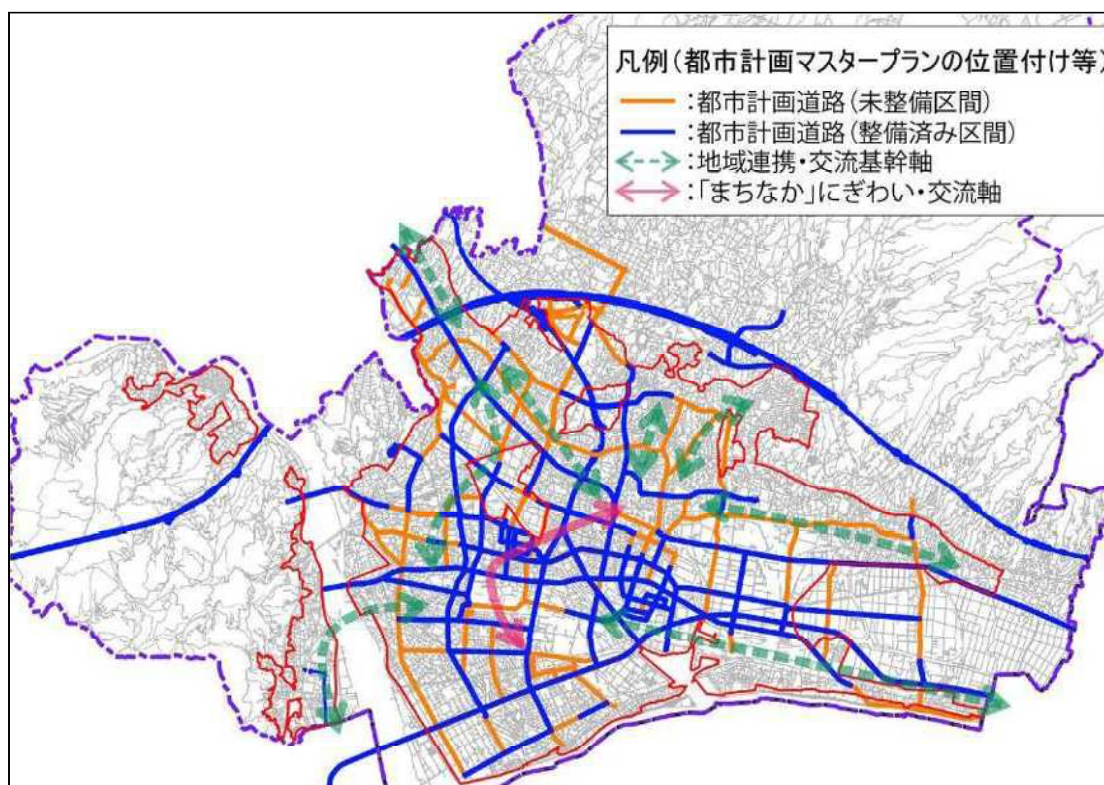


- ・「田子の浦港産業拠点」では津波浸水被害、「吉原駅周辺地域生活拠点」では液状化による被害が想定される。
- ・「富士駅周辺都市生活・交流拠点」や「吉原駅周辺地域生活拠点」等では、旧耐震基準建築物と狭小な道路の危険度ランクが高い区域がある。
- ・「まちなか」の蓼原・青葉町等においては、浸水深 3.0m以上の浸水による被害が想定される。

2) 軸と都市計画道路未整備区間の重ね合わせ

円滑な復興まちづくりを推進するためには、物資や人を輸送する交通機能が重要となるため、「拠点」間を結ぶ「軸」のうち、都市計画道路が整備されていない地域では、復興まちづくりの推進に影響を及ぼす恐れがあります。

【都市計画マスタープランにおける軸と都市計画道路整備状況の重ね図】



- ・「地域連携・交流基幹軸」では、荒田島中里線等の東西道路、吉原勢子辻線等の南北道路で、都市計画道路未整備区間が存在する。

(6)市民の意識

「都市計画マスタープラン」の市民意向調査における、まちづくりや事前復興に対する市民の意識は、以下のとおりです。

1)第三次富士市都市計画マスタープラン策定に伴うアンケート調査

対 象 者 市内在住の 15 歳以上の男女 3,000 人（無作為抽出）
調 査 時 期 令和 3 年 10 月 4 日～11 月 2 日
有 効 回 答 数 960 票（内WEB回答 935 票）
回 答 率 32.0%

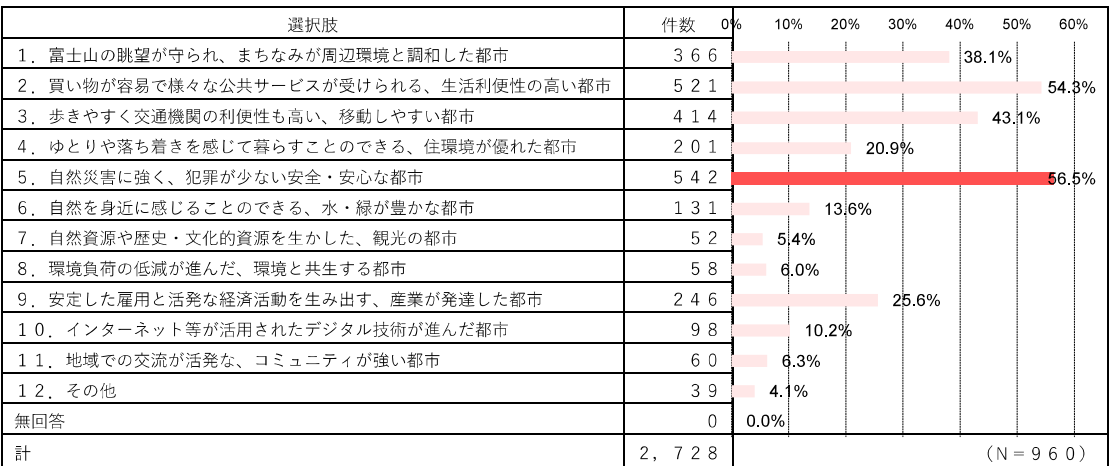
◆市民が魅力に感じる地域特性

「日常生活サービス施設（スーパーマーケットや病院等）が充実している地域」が 74.2%で最も多く、次いで「災害の危険が少ないか、災害に十分に備え安心して暮らせる地域」が 60.6%、「公共交通の利便性が高い地域」が 56.7%となっています。



◆富士市の将来イメージ

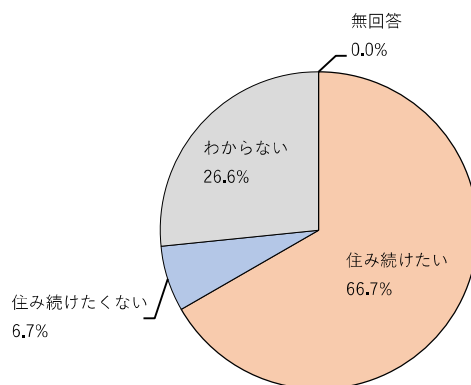
「自然災害に強く、犯罪が少ない安全・安心な都市」が最も多く 56.5%となっており、市民は安全・安心なまちづくりを最も望んでいることが分かります。



◆今後の居住継続意向

「住み続けたい」が66.7%となっており、約7割の方が今の場所での暮らしを望んでいることが分かります。

選択肢	件数	比率
1. 住み続けたい	641	66.7%
2. 住み続けたくない	64	6.7%
3. わからない	255	26.6%
無回答	0	0.0%
計	960	100.0%



◆「防災・減災対策」の中で、特に重要な取組

「河川の氾濫を防ぐための治水・排水施設の整備」が55.2%で最も多く、次いで「避難や救助活動のための道路等の整備」が42.2%、「被災した場合の生活を考えるなど事前の取組の推進」が30.9%となっており、防災・減災に係る施設整備等だけでなく、発災後を見据えた事前の取組に対する重要性を感じていることが伺えます。

選択肢	件数	比率
1. 避難や救助活動のための道路等の整備	405	42.2%
2. 木造住宅等の建物の不燃化・耐震化の促進	149	15.5%
3. 河川の氾濫を防ぐための治水・排水施設の整備	530	55.2%
4. 急傾斜地等の土砂災害対策の推進	286	29.8%
5. 災害発生危険が想定される区域における土地利用の見直し（居住の抑制など）	226	23.5%
6. 災害発生危険が想定される区域からの既存住宅等の移転促進	87	9.1%
7. 緊急時の避難情報等の入手手段の多様化・充実	272	28.3%
8. ハザードマップを活用した避難・支援行動の確認及び訓練の実施	189	19.7%
9. 被災した場合の生活を考えるなど事前の取組の推進	297	30.9%
10. 地域住民や企業等による自主防災体制の強化	68	7.1%
11. その他	11	1.1%
無回答	0	0.0%
計	2,520	(n = 960)

3

近年発生した大規模災害からの教訓

近年発生した地震災害及び台風・集中豪雨等による水害から、被害状況や復興政策を振り返り、復興過程での問題点を明らかにし、大規模災害からの教訓として、本計画に反映します。

1) 近年発生した大規模災害の概要

近年発生した大規模災害の概要について、以下に整理します。

◆東日本大震災（平成 23（2011）年 3 月 11 日）

■概要

- 平成 23（2011）年 3 月 11 日 14：46 ごろに発生した東北地方太平洋沖地震によって、もたらされた大災害。
- 地震の規模はM9.0 で国内観測史上最大であり、宮城県北部で震度 7、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉の各県で震度 6 強から 6 弱を観測。広範囲で高い津波が発生。

■被害

- 人的被害は死者・行方不明者 2 万 2 千人超。（平成 30（2018）年 9 月消防庁資料）
- 道路被害は高速道路 15 路線、直轄国道 69 区間、補助国道 102 区間。（平成 23（2011）年 5 月国土交通省資料）



岩手県宮古市国道 45 号の被災状況



岩手県陸前高田市国道 45 号
気仙大橋上部工の流出



気仙沼国道維持出張所の被災状況



宮城県多賀城市国道 45 号の被災状況

◆熊本地震（平成 28（2016）年 4 月 14 日）

■概要

○平成 28（2016）年 4 月 14 日 21：26 に熊本地方で M6.5 の地震が発生。それ以降、最大震度 6 強を観測する地震が 2 回、最大震度 6 弱を観測する地震が 3 回発生し、これらの地震により熊本県で最大震度 7 を観測。

○熊本地方の M3.5 以上の地震の回数は新潟県中越地震等を上回る 257 回（6 月 21 日 13 時半時点）。

■被害

○人的被害は死者 55 人、負傷者 1,814 人（7 月 14 日時点）。熊本県内では、地震後には 18 万人を超える方々が避難し、約 4,700 人の方々が避難生活を送っていた。

○物的被害は全壊約 8,300 棟、住家被害計が 16 万棟。加えて、最大約 45 万戸断水、約 48 万戸停電、約 11 万戸ガス供給停止となり、交通網も道路・鉄道・空路が一時不通になるなど、大きな被害が発生。



◆平成 30 年 7 月豪雨（広島県の事例）

■概要

○平成 30（2018）年 6 月 28 日～7 月 8 日までの総降水量が、7 月の月降水量平年値の 2～4 倍の大雨。特に長時間の降水量について多くの観測地点で観測史上 1 位を更新。

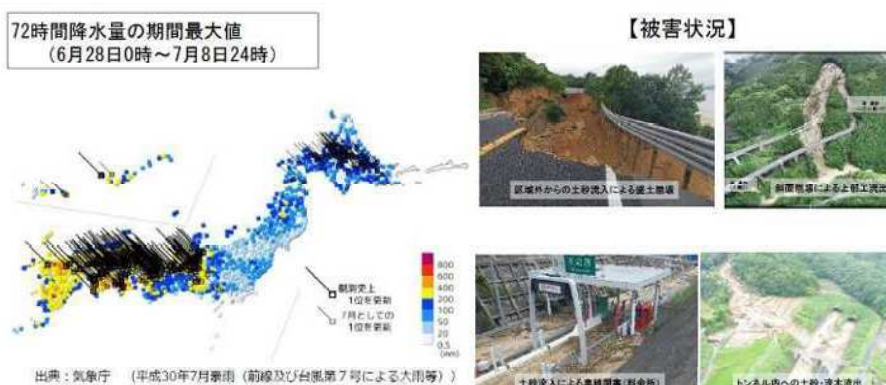
○土砂崩れやのり面崩壊、落石、倒木、路面冠水などにより、高速道路・国道・県道・市道あわせて約 900 区間で通行止が発生。

○河川氾濫のほか、1 道 2 府 28 県で 2,512 件の土砂災害（地すべりや土砂崩壊、土石流）が発生。

○広島県では、発災 2 か月後に「平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興プラン」を策定。

■被害

○人的被害は死者が 224 人、行方不明者が 8 人。物的被害は全壊 6,758 棟、床上浸水 8,567 棟。



◆令和元年東日本台風（長野市の事例）

■概要

- 令和元年（2019）台風第 19 号により、東日本と東北地方を中心に広い地域で記録的な大雨となり、1 都 12 県で大雨特別警報が発表。
- この降雨により、12 時間降雨量は 120 地点、24 時間降雨量は 103 地点で観測史上 1 位を記録したほか、10 月 12 日に北日本と東日本のアメダス地点（1982 年以降で比較可能な 613 地点）で観測された日降水量の総和は観測史上 1 位。
- 広域にわたり、頻発する土砂災害・洪水氾濫により、その水害被害額（確報値）は、全国で約 2 兆 1,800 億円となり、平成 16（2004）年の被害額（約 2 兆 200 億円）を上回り、1 年間の津波以外の水害被害額が統計開始以来最大。
- 長野市内では、長沼地区穂保での千曲川堤防決壊による浸水被害のほか、千曲川沿川の篠ノ井地区、松代地区、若穂地区においても浸水被害が発生。



■被害

- 人的被害は死者が 2 人、負傷者 101 人。物的被害は全壊 872 棟、半壊 1,226 棟、一部損壊 1,684 棟。

◆能登半島地震（令和 6（2024）年 1 月 1 日）

■概要

- 令和 6（2024）年 1 月 1 日 16：10 にマグニチュード（M）7.6、深さ 16km の地震が発生し、石川県輪島市、志賀町で震度 7 を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度 1 ～ 6 強を観測。
- この地震により石川県能登に対して大津波警報を、山形県から兵庫県北部を中心に津波警報を発表し、警戒を呼びかけ。

■被害

- 地震による建物の倒壊・損壊に加え、輪島市では市街地の火災による「複合災害」が発生。
- 石川県珠洲市、能登町及び志賀町の 3 市町、新潟県上越市では、津波により約 200ha 浸水。
- 石川県、富山県、新潟県の広い範囲で、液状化による被害が発生。

死者・負傷者	死者 299 名（うち、災害関連死 70 名） 負傷者 1,327 名
住家被害	全壊 6,227 戸 半壊 20,589 戸 床下・床上浸水 25 戸 一部損壊 96,258 戸
避難者数	最大 51,605 名（1 道 9 県 1 府） 現在 1,422 名（石川県）
停電	最大 約 40,000 戸（北陸電力管内 1/1 16:10 時点） 現在 安全確保等の観点から電気の利用ができない家屋等を除き復旧（石川県）
断水	最大 約 137,000 戸（石川県、富山県、新潟県、福井県、長野県、岐阜県） 現在 早期復旧が困難な地区を除いて、断水解消。



建築物の損壊状況（七尾市）



木造建築物の倒壊状況（穴水町）



焼失した市街地を北側から撮影した様子（輪島市）



液状化による地盤の流動状況（内灘町）

2)大規模災害からの教訓の整理

前項で整理した大規模災害の概要を基に、「市街地の復興」、「住環境の復興」、「産業の復興」、「復興の体制等」の視点から教訓を整理します。

■市街地の復興

◆被災状況等の情報把握の遅れ

能登半島地震では、発災時刻が日没に近かったこともあり、航空機等による映像からは建物倒壊や土砂崩壊等の情報収集・分析が困難であり、被災地の現地状況の速やかな把握に時間を要するとともに、津波の監視ができなくなる状況や河道閉塞の発生等による二次災害の危険が発生しました。

◆被災地への進入経路の途絶による災害応急対応の遅れ

能登半島地震では、地形等の制約から、被災地への進入経路に限られる中、大規模な土砂崩落や家屋倒壊などにより多くの道路が途絶した結果、通行可能な道路の把握、被災地支援人員、資機材等の投入、道路啓開をはじめとするインフラやライフラインの復旧作業等が遅れ、避難所や孤立集落等への物資輸送にも時間を要しました。



地震により通行止めとなった主要道路

◆災害対応従事者等の活動環境に改善が必要

能登半島地震では、発災時においては、車中などで休憩せざるをえなかったり、入浴・洗濯ができないなど過酷な生活環境となりました。また、宿泊施設等の地域資源に乏しいことや、施設の多くが被災したことにより、支援者等の活動拠点の確保等が課題となりました。

◆発災後に復興事業を計画すると過大となる恐れ

東日本大震災では、復興交付金により復興事業に係る地方負担がゼロであったため、復興事業が過大な施設整備につながり、整備された公共施設の維持管理費等が増大しました。将来の推計人口に基づく計画的な事業実施により、持続可能な「創造的復興」が求められています。

◆河川の増水や浸水により仮置場の設置が困難

令和元年東日本台風では、災害廃棄物の仮置場候補地として、河川敷運動場を指定していた自治体は、河川の増水及び運動場への浸水により仮置場を設置することが困難となり、復興事業の進捗に大きく影響しました。

◆地籍調査未完了に伴う復興事業の遅れ

東日本大震災では、地籍調査が未完了の地域において、地権者の把握や境界の確定に時間を要し、復興事業の進捗に大きく影響しました。

◆多大な時間を要した高台・内陸への移転

東日本大震災では、津波被害が甚大な地区において、高台・内陸移転を伴う復興市街地の形成を図りましたが、移転先の用地の確保や住民の合意形成に多大な時間を要しました。



地元住民との移転先用地の選定

■住環境の復興

◆地域コミュニティの崩壊、再生困難

東日本大震災では、仮設住宅の設置スペースが限られたことや賃貸型の仮設住宅が増加したこと等に伴い、地域住民がバラバラとなり、地域コミュニティの崩壊につながりました。

また、自宅再建が困難な世帯や居住地外へ転出する世帯も多数存在し、地域コミュニティの再生が困難な地域も見られました。



狭い敷地に建設された仮設住宅

◆医療サービス等の低下に伴う持病の悪化

東日本大震災では、医療・福祉施設が被災した地域において、サービスが十分に提供できなくなり、持病の悪化など、高齢者の健康維持等が問題となりました。



津波により被災した病院施設

◆被災者の生活利便性の低下

平成30年7月豪雨では、商店街が被災した地域において、地元のスーパー等の閉店に加えて、仮設商店街のための用地や営業形態等への合意形成に時間を要したことなどから、市民の生活用品を買うための店舗が不足し、被災者の日常生活における利便性の低下を招きました。



出典：熊本災害デジタルアーカイブ(人吉市)

大雨により被災した商店街

◆避難所の長期開設に伴う教育環境の悪化

東日本大震災では、避難所の開設が長期化した学校や、運動場等に仮設住を建設した学校において、児童・生徒の教育や運動の場が確保できないなど、教育環境の悪化を招きました。



小学校の体育館に開設された避難所

◆被災家屋等の解体・撤去の遅れ

令和元年東日本台風では、発災直後に担当部署を設置し、解体撤去の申し込みを速やかに受けられるよう、制度や体制の構築を早期に実施する必要があります。

■産業の復興

◆農林漁業の生産縮小・廃止

東日本大震災では、農林漁業について、生産者の高齢化や多額の再建資金が必要なこと等により、多くの生産者が災害を機に生産の縮小や廃業を余儀なくされました。



津波により被災した漁港施設

◆工場・事業所及び労働者の流出

東日本大震災では、被災した工場や事業所は、行政の復興方針等が定まらないこと等を背景に自主再建が進まず、早期に操業を開始するため、被災地外への移転やそれに伴う労働者の流出が進みました。

◆過剰な設備投資による資金繰りの悪化

東日本大震災では、震災の影響を受けた事業者の中には、復興時の有利な補助金や融資制度を活用した過剰投資が原因で自己負担分の返済が厳しくなっているケースがあり、支援機関・金融機関等と連携した計画的で適正規模の支援の必要性が指摘されています。

◆被災事業所・農地への復旧・復興支援の遅れ

令和元年東日本台風では、被災した中小事業者の災害廃棄物や土砂撤去に関する処理手数料の減免処置などの支援について、一般家庭を優先したことから、速やかに行うことができませんでした。

また、平成 30 年 7 月豪雨では、農地において緊急砂防事業や緊急治山事業等の災害関連事業を実施していく中で、ほ場整備に関する関係者調整に時間を要したことから、被災した農地の復旧に遅れが生じました。

■復興の体制等

◆行政・住民双方の混乱

東日本大震災では、発災直後は被災状況等の情報収集や住民ニーズの把握、住民への情報発信等で、適切な情報伝達が行われず、行政・住民の双方に混乱が発生しました。

◆行政主導による「復興計画」の策定

東日本大震災では、発災後の混乱の中、住民等との合意形成に苦慮したため、「復興計画」の策定に遅れが生じました。また、行政主導により「復興計画」を策定したため、住民の意向を反映しきれず、「復興計画」に対する住民の不平不満が多数発生しました。



出典：熊本災害デジタルアーカイブ(益城町)

住民説明会の様子

◆行政内及び行政間の連携不足

東日本大震災では、行政内の調整不足や、国や県と市町等との連携不足により、復興事業の進捗に支障をきたし、行政に対する住民等の不信感につながりました。

◆受援体制の未整備による混乱の発生

熊本地震では、広域的な応援・受援に具体的な運用方法・役割分担が確立していないこと、応援の受け入れに当たり県と市町村の役割分担が明確でなかったことなど、被災地方公共団体における受援体制が十分に整備されていなかったことから、多くの混乱の発生やボランティア活動、支援への支障が見られました。

◆事業者不足・資材の高騰に伴う工事入札の不調、工事進捗の遅れ

平成 30 年 7 月豪雨では、各被災自治体において復興事業の工事稼働件数が多く、工事時期も重なる状況のため、事業者不足による円滑な災害復旧工事に支障が生じました。また、建設資材の需要の高まりに伴う資材価格高騰を受け、工事入札が不調となるなど、復興事業の円滑な実施に大きな影響を及ぼしました。



工事が遅れている復興事業用地

4

復興まちづくりの課題

市街地の現状や災害リスク、発災時における都市構造への影響、市民の意識、震災の教訓等を踏まえ、復興まちづくりを進める上での課題を大規模災害の教訓と同様に「市街地の復興」、「住環境の復興」、「産業の復興」、「復興の体制等」の視点から整理します。

■市街地の復興に係る課題

災害に強いしなやかで持続可能な市街地の形成

本市では、様々な災害リスクが想定されていますが、発災後の被害を最小限に抑え、早期の復旧復興活動に移行できるよう、建物や都市インフラの耐震化・不燃化等の推進による都市の強靱化を図るとともに、被災状況の迅速な情報把握や応急救護活動における活動拠点の確保等が必要です。

また、地震の揺れや液状化及び津波による被害の大きさ、「都市計画マスタープラン」における土地利用の方針等は地域によって異なるため、地域特性や被災状況を踏まえるとともに、更には今後の社会経済情勢や行政運営等を考慮し、将来にわたり持続可能な市街地を形成する必要があります。

■住環境の復興に係る課題

安心して暮らせる住環境整備

被災後、一刻も早く安定した生活を送れるよう、まずは仮設住宅の整備や損壊した住宅の再建・修繕を進めるとともに、医療や福祉、教育等の市民の暮らしを支える各種機能を回復し、利便性の高い良好な住環境を整える必要があります。

また、被災者が安心して暮らせるよう、避難所から仮設住宅、更には復興公営住宅等へと移る際のどの過程においても、既存の地域コミュニティが維持できるよう配慮する必要があります。

I

II

復興ビジョン編

III

IV

■産業の復興に係る課題

産業活動の停滞からの早期回復

施設や設備の損壊や従業員の被災により、産業活動が一時停滞することが想定されます。

その後、迅速な復興ができない場合、廃業や市外への転出等につながるものが懸念されるため、事業者と連携し、産業活動の停滞からの早期回復を図る必要があります。

■復興の体制等に係る課題

市民・事業者・行政の協働による復興

これまでの震災の教訓を踏まえると、復興まちづくりを円滑に進めるためには、市民・事業者等との相互協力や行政間での連携が不可欠であるため、本市においても、市民・事業者・行政等との協働による復興を進めるとともに、行政内及び行政間の連携を強化する必要があります。

◆本市が復興するためには

まちや道路が整備（市街地の復興）され、安心して暮らせる住まい（住環境の復興）があり、働く場所が確保（産業の復興）されなければ、被災者の生活再建はありえません。

市民・事業者・行政が協働（復興の体制）し、市街地の復興、住環境の復興、産業の復興を連携して推進することが必要です。

